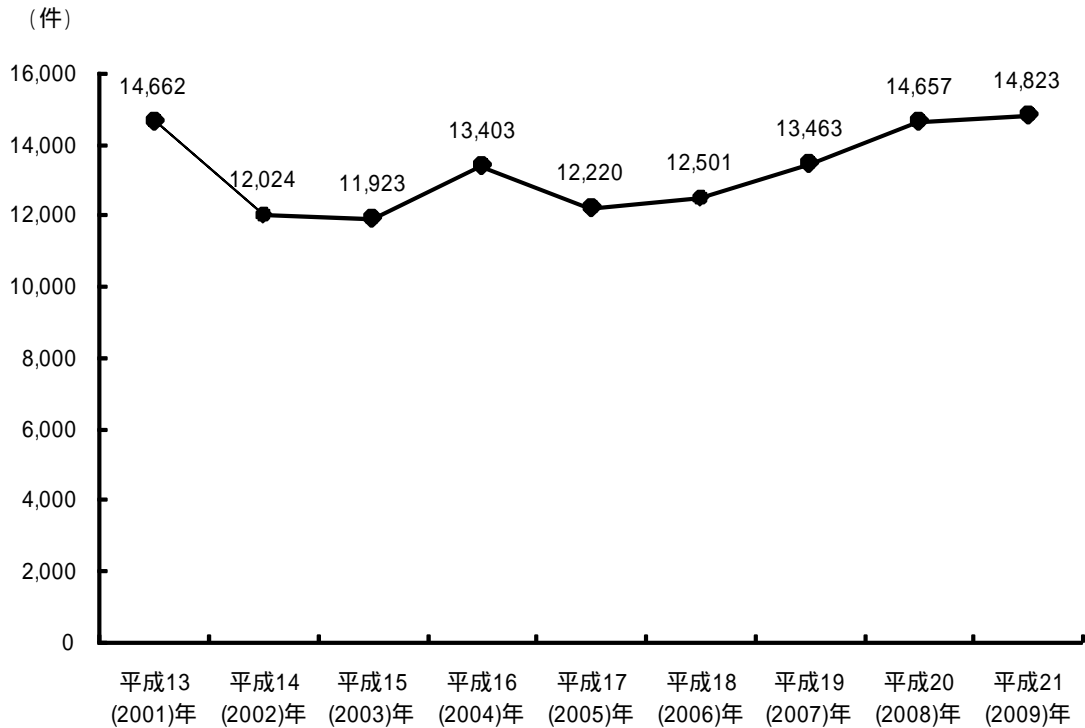


2. 性暴力・ストーカー等の防止

1. ストーカー事案の認知状況

平成 21 (2009) 年の認知件数は 14,823 件であり、平成 20 (2008) 年に比べ 166 件 (1.1%) 増加した。推移をみると、平成 17 (2005) 年以降は増加傾向がみられる。

図表 - 2 - 1 ストーカー事案の認知件数の推移(全国)



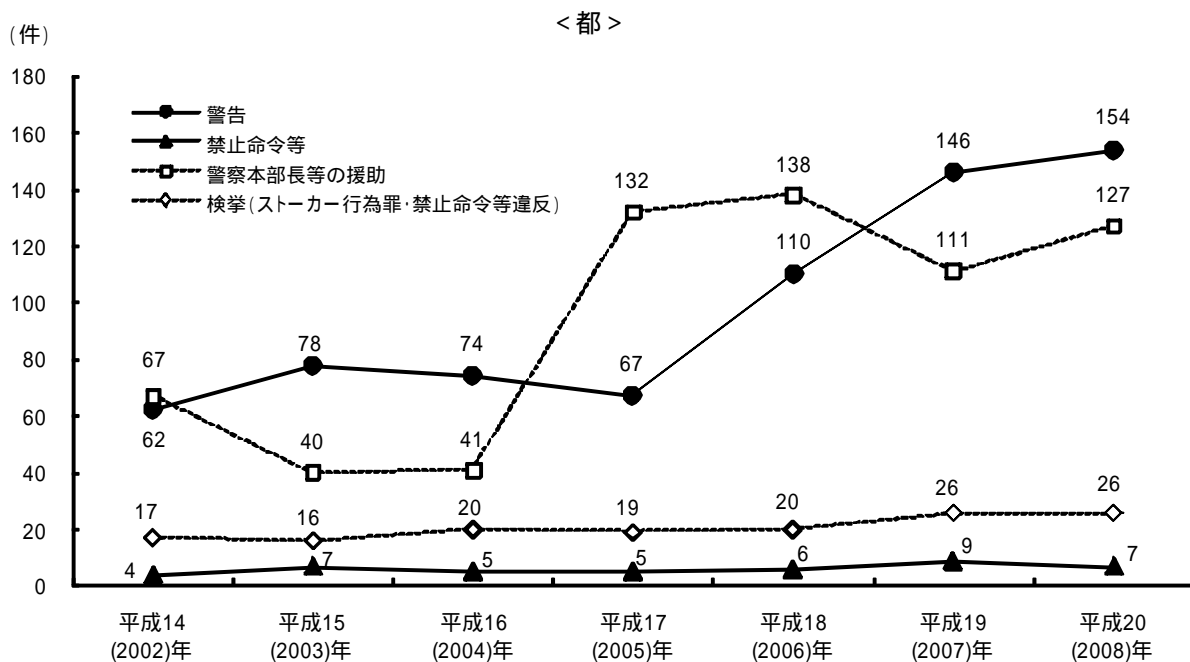
注：認知件数には、ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触すると抵触しないを問わず、執拗なつきまといや無言電話等による嫌がらせの行為を伴う事案を、相談、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数を計上している。

資料：警察庁「ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」

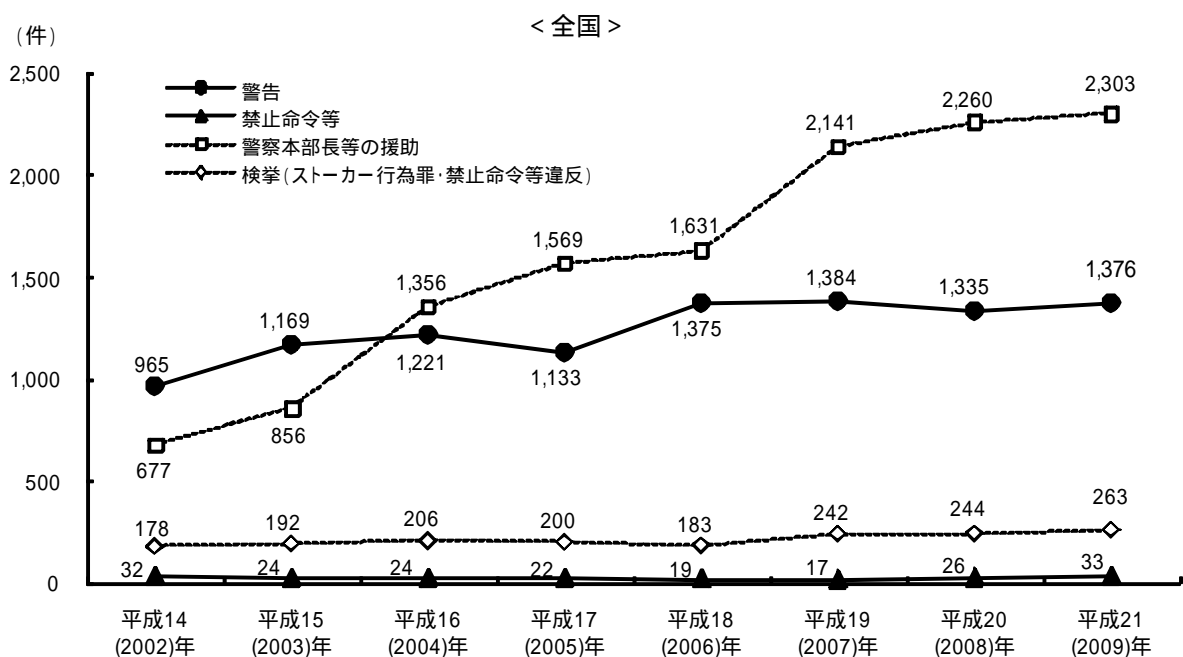
2. ストーカー規制法の適用状況

ストーカー規制法の適用状況を見ると、都では平成20(2008)年には「警告」が最も多く154件、次いで「警察本部長等の援助」が127件であった。全国では平成21(2009)年には「警察本部長等の援助」が最も多く2,303件、次いで「警告」が1,376件であった。

図表 - 2 - 2 ストーカー規制法の違反等措置状況の推移(都・全国)



資料：「警視庁の統計」

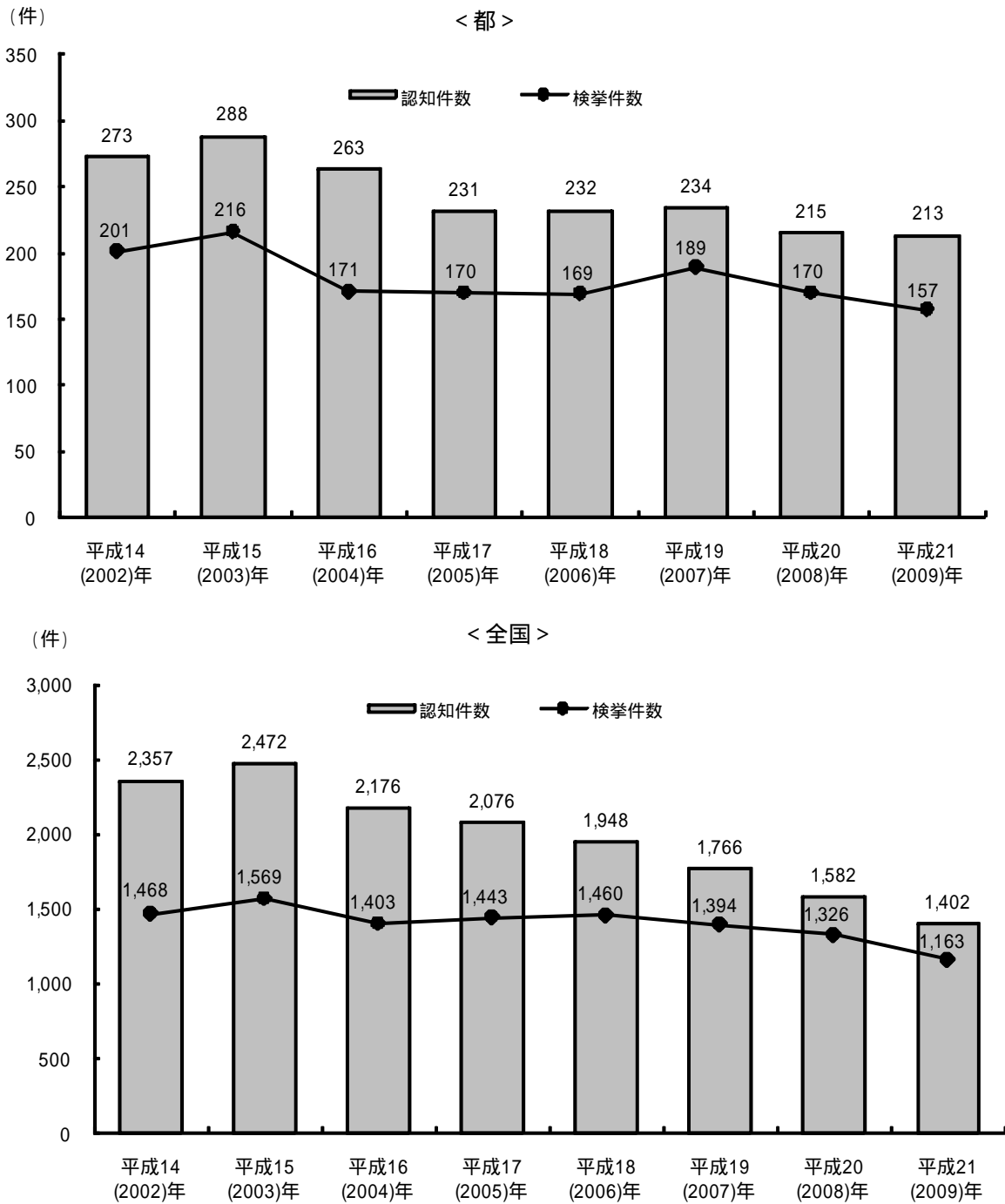


資料：警察庁「ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」

3. 強姦、強制わいせつ事件の認知件数及び検挙件数

平成 21 (2009) 年の強姦事件の認知件数と検挙件数は、都の認知件数が 213 件、うち検挙されたのは 157 件である。全国では認知件数が 1,402 件、うち検挙されたのは 1,163 件である。

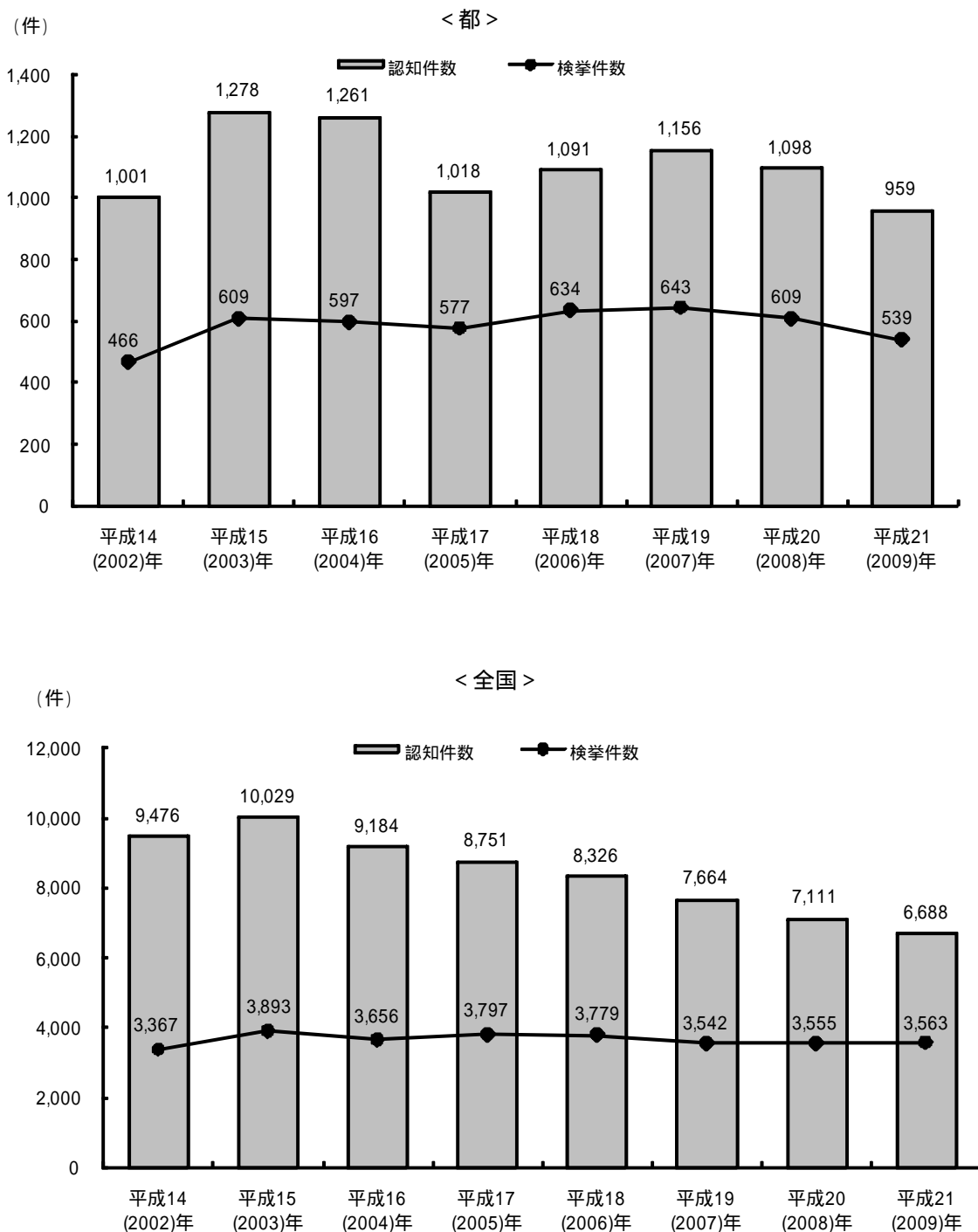
図表 - 2 - 3 強姦事件の認知件数と検挙件数の推移(都・全国)



資料：警察庁「犯罪統計資料」

平成 21 (2009) 年の強制わいせつ事件の認知件数と検挙件数は、都の認知件数が 959 件、うち検挙されたのは 539 件である。全国では認知件数が 6,688 件、うち検挙されたのは 3,563 件である。

図表 - 2 - 4 強制わいせつ事件の認知件数と検挙件数の推移(都・全国)



資料：警察庁「犯罪統計資料」